## 犀川緑地・玉川公園の平成18年度管理状況

施設所管課	石川県県央土木総合事務所
指定管理者	エコ・チーム犀川
	代表者 (株)庭芸社 笠井 順二
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日

### (1)管理業務の実施状況

(一)官埕業務の美施状況			
業務内容	具体的な業務 (仕様書、事業計画) の実施状況		
(協定・条例に規定)	(不十分な場合、その理由、指摘事項を記入)		
使用する者への利便の	施設の使用受付、案内等の接遇向上		
提供に関する業務	・特になし		
	利用者の苦情・意見の把握・対応		
	・利用者からの意見・苦情の把握(延 83 件)		
	・ご意見箱の設置(延 10 通)		
	・利用者ニーズの反映(害虫防除、各種注意看板設置)		
	その他特記事項		
	・愛犬家との利用調整にかかる意見交換実施、看板設置		
利用の促進に関する業	自主事業の企画・実施		
務	・せせらぎコンサート(犀川緑地:参加人数 500 人)		
	・養護学校によるブドウ狩り(犀川緑地:参加人数 115 人)		
	・ふれあいドッグ教室(玉川公園:参加人数 50 人)		
	施設の情報提供、広報、広告		
	・ホームページ、ブログ開設(アクセス計 730 件)		
	周辺地域、関係機関との連携・協働の推進		
	・児童会館、カヌー協会等と「わくわく犀川ネットワーク設立」		
使用の許可に関する業	使用許可、使用料の徴収、納入		
務	該当施設なし		
施設、設備及び備品の維	清掃:1回/日の屋外トイレ、落葉時期の重点的な清掃実施		
持管理及び修繕に関す	保守点検:園路灯、遊具、カナールについて定期的に実施		
る業務	警備:5回/月の定期・夜間パトロール実施		
	小規模修繕:ロープ柵、園路灯、遊具、車止め、トイレ設備		
(その他知事が必要と	緊急時の対応・安全管理などの危機管理		
認める業務)	・危機管理マニュアルの策定		
	個人情報の管理状況:個人情報保護職員研修を実施		

# (2)施設の利用状況

利用指標((設定している場合)利用人数、稼働率などの数値目標)

指標	H 1 7 年度 (参考)	H 1 8 年度	前年度比	増減理由
自主事業実施数	-	8 企画	皆増	当初の6企画に加え、関係施
上記参加者数	-	1,315人	皆増	設との調整により2企画追加

### 使用許可等の状況

許可件数	不許可件数	不許可理由
該当なし		

## (3)使用料の収入実績

## 利用料金の収入及び減免の状況

収入額	減免額	減免理由
該当なし		

### (4) 収支決算

(千円)

			( 1 1 5 7
収入		支出	
管理料	42,000	人件費	8,651
利用料収入	-	光熱水費	2,645
		修繕費	1,305
		植栽管理費	23,829
		その他	5,532
合計	42,000	合計	41,962
収支差額	38		

## (5) その他、県が必要と認める事項(管理の実態を把握するために必要な事項) 利用者アンケート結果、評価、苦情、要望

137.3		
年月	内容	対応
平成 18 年 6 月	アメリカシロヒトリ発生による駆除要望	現地確認の上、捕殺等を実施し駆除
平成 18 年 7 月	樹木の枯枝撤去や剪定への苦情	現地調査の上、即時に対応
平成 18 年 8 月	せせらぎコンサートの継続要望	次年度も継続して開催する予定
平成 18 年 10 月	犬の放し飼い、糞に関する苦情	利用マナー向上のため注意看板設
		置

### 事故、故障等

5		
年月	内容	対応
事故発生なし		

### その他報告事項など

この旧形口手次のこ		

#### (6)評価結果

評価項目	結果	所見 ( 工夫、改善点 )
サービスの維持・向上 に向けた取組みが行 われているか。	A	・公園が広大で分散しているため、各所に意見箱を設置するなど、利用者の声を管理運営に反映させる努力をしている。
利用促進に向けた取 組みが行われている か。	A	・各種イベントの開催、ブログによる広報活動、ワクワク 犀川ネットワークの設立など、公園利用・管理の組織 づくりに努めている。
施設、設備及び備品の 維持管理及び修繕が 適切に行われている か。	В	・河川敷を中心とした緑地管理が主体の公園であり、指定管理者 5 構成員が作業工程を調整し、経費の削減を念頭に、良好な施設維持に努めている。
緊急時の対応・安全管 理などの危機管理が 適切に行われている か。	В	・非常時の連絡体制やマニュアルが定められているが、非常時訓練等により、さらに実効性を高める必要がある。
適切な管理運営を行う組織・体制か。	В	・新たに管理事務所に責任者が常駐し、迅速な住民対応が 可能となった。
その他、必要と認める 事項(例:苦情処理、 個人情報保護)	В	・利用者の意見、苦情への誠実な対応、個人情報保護は適切である。 ・占用、行為許可等にかかる連絡調整は概ね適正。
総合評価	В	・長大緑地を適切に管理する取り組み、公園の特色を活かし魅力を高める自主事業が評価される。

#### 評価基準

A (優): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている

B(良): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を十分に実施している

C (可): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、

一部改善を期待する部分がある

D (不可): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている

#### 総合評価

A(優): 適正であり、優れた実績をあげている

B(良): 適正である

C (可): 概ね適正であるが、一部改善を期待する

D (不可): 改善が必要である

#### (7)助言・指摘事項

- ・限られた予算を有効活用し、管理密度、作業優先順位を設定のうえ、地域住民の要望に沿う管理に努めること。
- ・5 者の構成員による管理が分散しないよう相互の連絡を密にし、連携することで管理の品質向上とコスト縮減に期待する。
- ・グループ管理の特性を活かし、全域の状況把握に更なる努力を期待する。